主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人黒沢平八郎の上告理由第一点および第二点について。

上告人が亡Dの実子でない旨の原判決引用の一審判決の事実認定は、挙示の証拠により肯認できるから、原判決に所論の経験則違反の違法がなく、また、原審が所論の釈明をなさず、所論の証拠申請、口頭弁論再開申請を許容しなかつたからといって、これに審理不尽の違法があるということはできない。上告人と亡Dとが父子関係である旨の戸籍記載を訂正した後でなければ、右の関係を否定できない旨の所論は、独自の見解であつて採用できない。論旨はいずれも理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	_
裁判官	Щ	田	作之	助
裁判官	草	鹿	浅之	介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外